

令和3年第8回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年8月24日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和3年8月24日	午前10時00分
	閉 会	令和3年8月24日	午後0時44分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	真 部 卓 也	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	〃	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

10番	崎 浜 秀 昭	11番	比 嘉 由 具
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
住 民 課 長	崎 原 誠	健康づくり推進課長	平安山 良 信
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 任 主 事	宇茂佐 隼 人
---------	---------	---------	---------

議 事 日 程

8月24日（火） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第44号	本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第45号	動産の買入れ契約について (議案説明・審議・採決)
5	議案第46号	工事請負契約の締結について〈町営住宅具志堅団地新築工事（建築）〉 (議案説明・審議・採決)
6	議案第47号	工事請負契約の締結について〈瀬底一周線道路改良工事（その8）〉 (議案説明・審議・採決)
7	議案第48号	工事請負契約の締結について〈瀬底一周線道路改良工事（その9）〉 (議案説明・審議・採決)
8	議案第49号	工事請負契約の締結について〈満名川線道路改良工事（その4）〉 (議案説明・審議・採決)
9	議案第50号	工事請負契約の締結について〈石川謝花線道路改良工事（その6）〉 (議案説明・審議・採決)
10	議案第51号	工事請負契約の締結について（多目的イベント広場駐車場整備工事） (議案説明・審議・採決)
11	議案第52号	工事請負契約の締結について（新里畑地かんがい施設等新設工事3工区） (議案説明・審議・採決)
12	議案第53号	工事請負契約の締結について（本部町農水産業担い手支援住宅建築工事） (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和3年第8回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程に入る前に新型コロナの状況について、町長から報告させます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。ただいま議長のお許しを得まして、新型コロナに係る昨今の状況について、私のほうから議員各位の皆さんに報告をいたします。

先月から今月にかけて全国的に、そして県内、町内も感染者の数が劇的に増えてきております。皆さんご承知のとおりでございます。5月13日に緊急事態宣言が発出されております。今日までに94日間ずっと緊急事態宣言、3か月余りも続いているというようなことでございます。こんなに長い間、緊急事態宣言が続くということ自体が緊急事態だなという強い認識を持ちつつ、コロナ対策に対応しているところでございます。

さて、本町の状況ですけれども、昨日2人の感染者が出ております。一昨日も2人です。その前はゼロです。その前は3名、その前は4名というようなことで、先週一週間で13名、約1日に2人、13名の感染者が出ております。その前の週は20名です。さらにその前の一週間は24名でした。これが8月になっての状況です。7月の段階までは一週間に10名も感染者が出るということはありませんでした。ですので、その数値を見たときに8月の段階に入ってから、我が本部町でも感染者が多くなってきているというような、まさにその現状でございます。当然ですけれども、町としましても感染予防に関する情報発信、SNSを使ったり、FMを使ったり、また町長のメッセージを発出したり、いろんな手だてで感染予防対策に対する情報発信をやってきたところでもあります。自ら緊張感を保たなければいけないというようなことで、毎週月曜日の早朝にやっている政策推進会議も今それは取り止めにしております。そういったことで緊張感を持った対応策を展開しているところであります。

ワクチン未接種についてのことでございますけれども、我がまちには12歳以上の対象者が1万1,604名の対象者がおります。昨日までに1回目の接種が終わったのが5,713名、49.2%が1回目の接種を終わっております。なお、2回目接種したのが4,392名、37.85%が2回の接種を終えた段階でございます。現状の中で集団接種等を含めて、個別接種も併せて対応しております。やまだクリニックにおいては日24名、本部野毛病院についても日54名というようなことで、これまでずっと対応してきたところであります。集団接種についても、個別接種についても、これからできる限り人数を増やして、できるだけ早い段階で接種を終えたいと、このように取り組み、調整しております。なお、先週の段階で全町民へ接種券の発送を終わっております。そういったことで特に若い皆さんの接種について、議員各位、皆さんのほうからも接種についての督励を呼びかけ、お願いしたいと思っております。できるだけ多くの町民に接種を協力していただいて、接種率を上げて、そして早いうちに生活と経済が回せるような体制を取ることができればなど、このように考えておりますので、どうかいろんな形でワクチンの接種についての督励を、役場もそうで

すけれども、議員各位の皆さんからもいろんな場を通じて、情報発信をお願いしたいと思っております。

なお、小中学校の学校ですけれども、来週27日、金曜日から通常通り始業式を始めて、学校は登校していただいて、子供たちの学習の場というものをしっかり確保したいと思っております。当然ですけれども、ご父兄に対しても感染予防対策についての協力を徹底してお願いしながら、現段階では学習の場を子供たちに確保し続けるというようなことで、そういう方針を確認しております。校長先生の皆さん方もその旨、昨日議論をして、そういう方向でいこうというようなことで合意が形成されております。

ワクチン接種についてはそういったことで、役場の職員も土日を返上しながら約50名体制で取り組んでいるところであります。役場のほうも全職員一致団結して、全庁体制で取り組んでいこうというような決意の中でやっておりますので、議員各位の皆さんからの呼びかけ、協力、その他いろんな部分からの、この非常事態を逃れるための協力をお願いいたしまして、報告に代えます。ありがとうございました。

○ **議長 松川秀清** 日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 崎浜秀昭議員及び11番 比嘉由具議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月24日限りの1日間にします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日8月24日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和3年第8回本部町議会臨時会におきまして、10件の議案を提出してございます。その内訳は、条例の一部改正議案が1件、動産の買入れ契約の締結議案が1件、工事請負契約の締結議案が8件となっております。

説明につきましては、副町長、教育長、ほか担当課長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第44号について説明いたします。

議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一

部改正に伴い、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することになったことから、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削るため、この議案を提出する。

次のページをお開きください。1 ページ目が手数料条例の一部改正条例となっております。

2 ページ目をお開きください。議案第44号参考資料1で、新旧対照表となっております。

最後のページ、3 ページ目で説明をいたします。議案第44号参考資料2をお開きください。個人番号カードの再交付手数料について。個人番号カードの紛失等によるカードの再交付については、本部町手数料条例により町が申請者から手数料を徴収し歳入とし、同額を交付金として地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に支払いを行っている。

今回「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部改正されました。令和3年9月1日施行となっております。改正法令において、J-LISを個人番号カードの発行主体として明確に位置づけされ、「手数料の徴収」及び「手数料の額を定めること」についてもJ-LISが行うものとなっております。

以上のことから、本部町手数料条例に基づく個人番号カードの再交付手数料に関する規定が不要となるため同条例から当該項目を削除するものとなっております。なお、改正法施行後におきましても、住民の方が窓口にて行います再交付の手続の方法等につきましては、現在と変更はありません。

下のほうに参考といたしまして、今回の改正法のうち、関係する部分を抜粋しておりますので、後ほどご覧ください。以上です。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第45号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号 動産の買入れ契約の締結について。塵芥車購入業務について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。1、

契約の目的、塵芥車の購入。2、契約の相手、住所 本部町字東456番地1、会社名 有限会社 宇根自動車、代表者名 代表取締役 宇根真一。3、契約金額、1,001万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。塵芥車購入の概要となっております。1、履行期間 217日間。3月末日まで予定しております。2、指名業者 有限会社 本部自動車、有限会社 古堅自動車、有限会社 宇根自動車。以上、3者となっております。3、備品概要 車種 塵芥車（4t）、種類 回転板式ダンプ式、台数 1台となっております。

次のページをお開きください。入札結果報告書となっております。お時間があるときにご覧ください。

次のページをご覧ください。4t車の図面関係です。側面図、上から見た図面、正面から見た図面となっております。説明は以上であります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 ごみ収集に関して、最近町民からちょっと声が上がっております。午後4時頃まで生ごみが放置されていて、周辺への悪臭がひどいということで声が寄せられました。この夏場の時期に午後4時頃までというのは、ちょっと時間的に遅いのではないかなと思うんですけども、そもそも町ではパッカー車をどのくらい台数を所有しているのか。そして1台購入することによって、この台数は足りているのか。そこのところをお伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 9番、仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

パッカー車の保有台数についてでございますが、現在3台保有しております。そのうちの1台が今回、耐用年数が古くなっておりますので買い替えるということで、動産の買入れの契約を上程させていただいております。また、ごみの収集につきましては、午後4時まで回収されていないという今お話がありますが、ごみの収集日によって、燃やせるごみとその他のごみですね、例えばペットボトルとか、そういったものが重なる日がございます。我々もできるだけ早めに業者に効率よくやるように指導をしていきますので、そういった休み明けとか、そういうごみが重なる日にちょっと遅くなってしまうという事例が出ているものと思われまして。我々も業者と調整しながら、できるだけ早めに回収できるように努力していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 3台のうちの1台が古くなっていて、それを買い替えるということだと、3台というのは、これからも保有台数は変わらないということですか。そうですか。それでは収集業者のほうに指導のほう、よろしくお伺いいたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 入札結果をちょっと見てみると、車の購入というのは非常に難しいんです

けれども、積算根拠ですね。これは車種指定ですか。というのは、いろんなメーカーがあるわけですが、トヨタ、日産、日野、いろいろあると思うんですけども、メーカーによって価格が大分違うんですね。積算根拠は、例えばトヨタであればトヨタのどれ相当の車という形で積算をするのですか。現説でそういう説明をして入札をさせるのか。この場合は特定した車種、例えば日産であれば日産という形の入札に付しているのですか。それによって大分開きが出てくるんですね。これを見てもかなり予定価格の差異も結構あるので、見方によっては低廉という形にもなるんですが、そこで積算の根拠、あるいは現説での説明、車種指定なのか。そこら辺を質疑いたします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 1番、仲程 清議員にご説明いたします。

現説の際はメーカーの車種の指定はしておりません。4 tタイプの塵芥車ということでやっております。特にどのメーカーのどの型のどういう車という指定はしておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 それからしますと結構な開きが出てくると思うんですね。例えば皆さんが求めている車、ありますよね、車種がありますが、結構な差異が出てくると思うんです。グレードがどの程度のグレードという形で指定をしないと、ばらつきが出てくると思うんです。そこら辺がちょっと気になるものですから。そこら辺もう一度お願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 1番、仲程 清議員にご説明します。

役場から発注する場合、備品購入という形で現場説明を行うのですが、町内の自動車を取り扱っている業者に、まず取り扱い可能かどうかということで伺いをかけてみて、取扱いできますという業者に対して、現場説明を行っています。現場説明の際に仕様書という形で、本部町が今塵芥車としてほしいタイプの機能、例えば積載容量が何トンですとか、最大積載重量が何キロですとか、あるいはまたパワーステアリングですとか、この機能的なものを全て細かく書いています。機能的なもの、こちらがほしい機能ですね。それ同等、あるいはそれ以上の機能を有するものを業者としては提案してくださいという形で、まず1回見積もりを取りまして、その見積書がうちの仕様と一致しているかというのを確認してから、その仕様がオーケーであれば、1回取った見積書で、うちの予定価格というのを設定しますので、あとは入札で最低価格で応札したところと契約という形を取っています。ですから、メーカー指定は役場からはしておりません。業者のほうでそれぞれの取扱いメーカーがあるはずですので、その中でうちの仕様に合致する仕様の車を見積もりとして出していただければオーケーですよという形でやっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 自分の経験からしても今質疑をしているわけですが、入札に関しては非常に難しい車種の場合ですね、今おっしゃるようにそれなりの車というふうな説明でしたけれども、いわゆる価格だけの採用なのか。例えば今おっしゃるようにグレードがこれぐらいなら、そのグ

レードと言いますが、恐らく事務屋でその設計ができる人はいないのではないかと
思われます。技術屋でも非常に難しいと思うんですが、そのレベルの車、具体でこれは設計
できますか。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 1番、仲程 清議員にご説明します。

役場から示す仕様というのは、うちのごみ収集の業務に対して十分に業務ができるだけの車種
と言いますか、機能を有する車ということですので、大きさでありますとか、積載容量でありま
すとか、あるいは運転をする方が運転しやすいような装備と言いますか、内側にある機能です
ね。そういうものが備えられている仕様ということをご細かく、ずっとずっとこの業務は引き継い
でおりますので、やりながらもっとこういう機能が必要だ、もっとこういう機能のほうが必要だ
というのは現場の声なども聞いて、どんどん改善してきておりますので、常にうちが持っている
仕様書というのがあります。この仕様に基づいて見積もりを1回出してくださいということで業
者に頼みますので、業者はそれ以上か、それ同等の車ということで、特にメーカーは関係なく、
うちとしてはメーカー指定はしなくて、とにかくうちの仕様に合致するようなものを出してくだ
さいという形で業者をお願いしていますので、設計と言いますか、特に技術屋がそれを細かく設
計しているわけではなくて、これまでの実績に基づいて、どれだけの機能を有している車だと、
グレードの車だということをご指定しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 地元から購入というのは非常にいいことでありますし、確かにメーカー指
定というのは、要するにこの基準の車ですよというふうにご示していただければ公平に入札がで
きるのではなからうかということからの質疑でございました。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 購入概要の中の履行期間217日間とありますけれども、その意味をもう少
し教えていただきたいと思っております。あと、先ほど仲宗根議員とのやり取りで、1台が古くなっ
てきたから、もう1台を考えてということでありましたけれども、今年度中それが新しいパッカー
車が来る前に、その古いのが動かなくなる可能性はあるのかないのか。2台体制になるというこ
ともあり得るのか、それを伺います。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

履行期間につきましては、現在仮契約を結んでおりますので、今回議会で議決されましたら本
契約の通知を出します。それから3月末までの日数が217日ということで、この期間に車を造っ
て、納品するという形で設定させていただいています。あと、今古い車を使っておりますが、2
台体制になることはないのかというご質疑についてであります。車検も出しながら定期的にメン
テナンスをしながら使っておりますので、今そのようになるということは想定しておりません。
仮に例えば何か車検等が必要な場合には台車を借りたりとかして、3台体制でやっていけるよう

にやっていますので、特に2台でやるということは今のところ想定しておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この事業は当初予算に今回新規事業として上がってきた分ですよね。単費だったと思うんですけども、当初予算にのせておいて、何で今この8月の臨時議会なのかというのが疑問があって、6月の定例で上げられなかったのか。それは何か理由があるのか、制度上の理由とか、何かしらの手続上の問題とかというのを説明していただきたい。なぜ臨時議会で上げないといけなかった案件なのか。補助事業とか、私はこれは単費の事業だと思って、今質疑をしているんですけども、補助事業とかであれば、いろいろ国県の兼ね合いもあると思うんですけども、その理由をお伺いしたい。早ければ早いほどいいわけですから、なぜ今になったのかというのをお伺いしたい。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 13番、喜納政樹議員にご説明いたします。

当初3t車ということで予算要求しておりました。今年1月に3t車を購入しまして、実際事業者のほうで運用してきておりましたが、どうしても3t車は4t車に比べて箱が小さいということで、すぐ容量が詰まってしまって、ごみが多いときに収集が遅くなってしまうとか、そういう話がありまして、使用の変更等にちょっと不測の時間を要してしまい、6月の定例議会に議案を上げることができなかったということになっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 なかなか今の説明では、そういう理由があるというのであれば、それはそれでまた理解もしますが、いろんな理由があると思います。しかし、臨時議会というのは臨時議会であって、できましたら6月を目指してほしい。あと何週間後に9月もある。早ければ早いほどという、今回これだけの10件も出ているというのは、いろいろな理由もあるので言いませんが、しかし可能性がある、これは単費の部分のものはできるだけ早く定例議会に上げていただいて、執行していただきたい。そうすれば繰越しなども少しは減っていくのかなという、ちょっとした思いもある。しかし、これは役場上のいろんな理由や手続上の問題もあるというのは理解していますが、そういった意味合いでも執行の在り方というのをスピーディーに、もっと早く、当初予算にのせた単費事業ですから早くしてもらいたいなと思いますが、町長、副町長、どちらかの見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 おっしゃるとおり定例の6月の議会、あるいは9月の定例議会、定例で上げるのが通常の方法でございますけれども、今回これだけの臨時議会で提案したのは、今までにあまりなかったようなことだと思います。議員もそういう認識だと思いますけれども、9月まで待つことなく、できるだけ早め、早めに仕事をしていきたいというようなスピード感を持たすというようなこと。そして同時にまた、ほかの事業もそうですけれども、少しでも工期の中で事業を完結させるというようなことなどを含めて、9月の定例議会を待つことなく、できるだけ早い

スピード感というようなことで、このような形になっております。なおまた、状況というものが非常に我々を取り巻く社会的な状況というものが、目まぐるしく早いスピードで変化しておりますので、賛否といえども、状況変化に応じて早急な対応をするのが業務の在り方としていいのかなど、このように認識しております。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第45号 動産の買入れ契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 動産の買入れ契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第46号 工事請負契約の締結について。町営住宅具志堅団地新築工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、町営住宅具志堅団地新築工事（建築）。2、契約の相手、本部町字伊野波303番地1、有限会社比嘉建設工業、代表取締役 比嘉みどり。3、契約金額、1億945万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。工事の概要でございますが、工期は215日間。指名業者は有限会社安護建設工業、有限会社良和組、株式会社渡久地組、有限会社比嘉建設工業、有限会社全勝組の5者でございました。工事概要としまして、鉄筋コンクリート造、地上2階、6戸。建築面積が247.41平方メートル、延べ床面積が405.20平方メートル。工種については、共通仮設工事から以下に列挙しております工種、それぞれ数量は一式ということでございます。

次のページをお願いいたします。入札結果報告書となっております。お目通しをお願いします。

次のページにA3横で付けておりますのが、計画の平面図でございます。場所は具志堅の公民館の後ろ側のほうの場所になっております。

次のページが1階、2階の平面図ということであります。間取りといたしましては、1世帯3LDKの間取り、和室が1つと洋室が2つ、約6畳程度の和室と洋室2つ、それからダイニング

ルーム、LDKが14.04平米とありますので、約8.5畳ぐらいの広さがあります。3LDKの間取りとなっております。あと、シャワー、トイレ別という形で、これは若者向けの子育て世帯の定住促進の目的で北部振興事業を活用して、整備する事業でございますので、要件として子育て世帯の世帯に入居してもらおうということでもありますので、子育てしやすいようなことに配慮した造りとなっております。

次のページをお願いします。立面図でございます。左上が北側から見た立面図、右上が東側から見た立面図、左下が西側から見た立面図、右下が南側から見た立面図でございます。場所がちょっとくぼんだ土地になっておりますので、盛土をして高さを上げたいと思っております。それから湿気などがなるべく入ってこないような造りということで、階段で1メートルぐらい上がってから1階の入り口に入るような高さの設定にしております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 具志堅区としては大変ありがたい事業だと思っています。これまでも唯一、具志堅区はアパートもなければ団地もなかった。区民挙げて大変喜んでるところだと思います。そこでちょっと質疑をさせていただきます。ご存じのように今建設予定の場所には、すぐ隣に雨水溝と言うんですか、排水溝と言うんですか、大きい水が流れるのがあります。当然、子供たちそこに興味を持って、普段から水はかなり流れているんですけども、大雨の後など、量的にはあふれるぐらいの勢いで水が流れるんです。そこを安全のためにも何らかの形で考えていると思うんですけども、そこら辺をどう考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午前10時44分)

再開します。 再 開 (午前10時44分)

副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 7番、伊良波議員にご説明します。

今おっしゃる敷地のそばに水路があって、この水路が普段からも水があるし、大雨になるとかなりの水量があるということで、事業としましては防護柵ですね、子供たちが川に落ちないような防護柵というのを、この敷地の周り全部フェンスでめぐらせますので、そういう安全対策はしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 何点か質疑をいたします。まず、入居資格、入居条件の説明をお願いいたします。もう1点、現場を直接確認に行ったのですが、具志堅の公民館から上って行って、道の幅が思ったより少し狭いなというのが印象にあります。片側に少し砂利道がまだ残っている部分がありまして、先ほども質疑があったのですが、周辺の環境整備を含めて対策が必要ではないかなというふうに思いますので、私は道路の面をちょっと質疑いたします。お願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

入居資格、要件についてでございます。先ほども説明の中でちょっと触れましたが、この事業

は北部振興事業の定住促進という位置づけでの事業採択を受けております。これまでに上本部周辺で新里第二団地でございますとか、謝花団地、そして嘉津宇団地とやってきております。具志堅団地も同じ事業で定住促進子育て世代向けの事業ということで事業採択を受けております。町のほうで独自で入居要件、募集要項の中で入居要件を定めております。ちょっと読み上げます。応募対象が1、子育て世代、これは18歳未満の子供がいる世帯または現在妊娠中で母子手帳を有するか、医師の証明を有する世帯。2、現に住宅に困窮している世帯。これは他の公営住宅からの転居は認めません。3、末の子が18歳に達した最初の3月31日までに住居を退去することができるもの。4、本部町営住宅設置及び管理条例に定める収入基準に適合していること。5、町税、国保税などに未納がないこと。6、入居をしようとするもの全員が持ち家や所有していないこと。これは共有名義も含まれます。7、申込者または同居者、もしくは同居しようとするのが暴力団員でないもの。この7つの要件全てに該当する世帯ということが応募要件となっております。

次に周辺の環境整備ということで道路の幅員が狭いのではないかとということのご指摘ですが、確かに公民館の後ろ側のほうの道路がかなり狭いなというふうに我々も感じてはおります。ただ、今建築基準法にいう道路、4メートル幅員は満たしておりますので、今すぐその幅員を広げなければいけないというような状況ではないという認識であります。今回の補助事業は住宅建設のための補助事業ということで予算は取れておりますが、道路までの例えば幅員を広げたりとかというところまでは、その事業の対象にならないものですから、今回の事業では道路を広げるといことはできませんが、今後、定住環境の整備という意味では快適な居住空間を形成するには通学路とか、近隣公民館までの周辺の道路の環境というのはよくしていくべきだなというのは考えておりますので、今後またそういうところは別の事業とかでも検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前10時50分）
再開します。 再 開（午前10時52分）
休憩します。 休 憩（午前10時52分）
再開します。 再 開（午前10時54分）
ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。

議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり

可決されました。

休憩します。

休 憩（午前10時55分）

再開します。

再 開（午前11時08分）

日程第6．議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第47号 工事請負契約の締結について。瀬底島一周線道路改良工事（その8）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、瀬底島一周線道路改良工事（その8）。2、契約の相手、本部町字渡久地125番地1、株式会社渡久地組、代表取締役渡久地弘二。3、契約金額、1億450万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工事概要でございます。1、工期180日間。2、指名業者、資料に示しております。本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで、10者でございます。3、工事概要、道路改良が下の地図に示してあります瀬底大橋から瀬底島に入って、赤く記してある区間、今回の工事はナンバーゼロからナンバー27までの区間ということで、延長で約540メートルでございます。工事の工種としましては、土工、法面工、排水工、舗装工、擁壁工ということで数量は一式でございます。資料には示しておりませんが、幅員としましては、全体の幅員が7.75メートル、車道が2.75メートルの2車線になります。そして両側に路肩になるのですが、外側の路肩のほうは歩行者、人が歩くとか自転車が通るとかということで幅をちょっと広めにしまして1.5メートル、内側は0.75メートルということの幅員構成となっております。

次のページをお願いいたします。入札結果報告書になっておりますので、お目通しをお願いいたします。

次のページが計画の平面図でA3の横で2枚つけております。詳細な道路の法線を示しております。説明については以上でございます。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑をいたします。瀬底島一周道路ですが、観光振興であったり、人口増加であったり、期待されるものがあるのかなと思っておりますが、当局が考える効果、具体的にどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

瀬底島一周改良工事、こちらのほうも北部振興事業での採択を受けておりますが、その中の位置付けとしまして、産業振興ということで位置付けをしております。これまで瀬底島一周線というのが、過去に計画されて事業執行までは入ったのですが、途中で止まってしまったという経緯

もありまして、ぜひ一周道路は必要であろうと、それは島内の産業振興もそうなのですが、町外から訪れる方、観光客にも島をぐるっと一周回れるような道路が必要であろうということで、町としてはかねてその事業を申請していたところで北部振興事業で取っております。今回奥のビーチのほうでは大型ホテルのオープンとか、そういうことも相まっております。あと、その道路の周辺には町有地などもありますので、そういうところに、これからいろんな開発などもできるであろうというふうにも考えられます。あと南側のほうにもいろんな開発とか、そういうことができるスペースと言いますか、用地がありますので、そういうところも観光振興に寄与するような開発も入ってくるだろうというふうな予想もされます。あと定住促進ということで、この事業自体は定住促進を位置付けしてはいないのですが、これだけきれいな道ができると周辺に住宅であるとか、あるいは商業施設であるとか、そういうものが張り付いてくるだろうというのも予想されますので、そういう面ではかなり土地利用も有効になってくるかというふうに考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 瀬底島一周線道路が開通した後、何かセレモニー的なことも考えているのかということをお伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 3番、山川議員にご説明します。

一周線が開通したときに何かセレモニー的なものを計画しているかというご質問ですが、今のところ今年度で道路事業が完了して、最終的に道路台帳整備までというと来年までかかりますが、その後、開通という形にはなるのですが、今のところ開通に向けたセレモニーというイベント的なものは特に予定はしておりません。ただ、それはまた地元ですとか、そのことについて具体的には今議論をしたことがないものですから、今後どうなるかということは、今後の流れを考えたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 ぜひですね、瀬底または本部町のアフターコロナも見据えながらアピールできる一つのきっかけにもなるのかなと。今説明をお聞きする限り、とても栄えそうなプロジェクトになっているだろうということで期待が持てるものになっておりますので、ぜひ開通後、地元の方々との連携を含めて、何かしらPRをするような形がいいのかなというふうに思いますので、ぜひ検討のほうもしていただければと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 今図面を見て質疑をいたしますけれども、図示されている47号資料、この中の瀬底小学校までの工事は既に終わっているわけですが、これからホテル側に下りる、これは一番最後になるのでしょうか。それと今、途切れ途切れになっていますけれども、その計画というか、ホテル側の道路が一番最後になるのか説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 1番、仲程議員にご説明します。

今ホテルのほうに下りる縦の線と言いますか、まだ工事はやっていないのですが、どうしてもこちらを工事するには大型車両とかが入ってこないといけないということもありまして、集落内から大型車両を通すのは無理と言いますか、厳しいですので、どこから大型車両を通すかというところ、ホテルから北側と言いますか、今造ろうとしている道が一回通り抜けできれば大型車両も、ここから入ってこれますので、年度内には縦の線も完成させたいと思います。これは大体11月頃には発注できるかなというふうに見ておりますので、この案件ナンバーゼロからナンバー27の区間が開通できれば、ここから大型車両を通して、今言うホテル側のほうに行けるというふうに考えておりますので、どちらにしても全体で年度内、この一周線全部ですね、年度内には完了させたいという動きでやっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 お伺いしますが、工期が180日間、今議論の中で年度内には一周線はできるだけ完成させたいということでありました。工期180日というのは恐らく6か月、単純に今日から2月24日が6か月頃になりますけれども、今年度3月31日までの日程、そこまで完成できれば我々としてもいいことですので、年度内にできるのはいいんですけれども、しかし、何かの事情で繰り越さざるを得なくなったというときのしつこいお伺いしたい。どういったしつこいしつこい踏んで繰り越すのか。議会での繰り越しは分かるのですが、専門的に工事、この繰り越した日にちは何日ぐらい、それもしつこいと根拠があって繰り越すと思うんですけれども、それを守らなかった場合どうするのかというのをお伺いしたい。結局、怖いのは先ほども言ったとおり、全ての仕上げまでにはかなり時間を要すると思うんです。最後の道路台帳の整備なども併せて、それができる前に恐らく道はできていると。道ができているのに通っていいでしょうと、通っているときにこれで何かあったときにどうするんですかと、事故とかあったときにどうするんですかというのが私の怖いところで、この工期をしつこい厳格に守るという定めというのはあると思うんですけれども、そこまで説明していただきたいと思います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 13番、喜納議員にご説明します。

今工期180日間ということで、業者のほうとは契約を締結します。これから締結します。180日間を数えると大体来年の2月いっぱいぐらいまでの期間ということになりますので、この期間で540メートルを完成させてくださいねと。相手もやりますということでの応札ですので、そこはしっかりと契約の中でお互いに信頼を持って、遵守していこうという契約でございまして、基本的には180日間の中で工事を完成させるということになっています。ただ、今おっしゃるような天候でありますとか、あるいは別の不可抗力、業者の責めに負わないような事情で、その180日が守れないという場合もないとは言えないと思います。そういうときにはその事情も勘案して、何日間延長しますかとか、そこはお互いで協議をやることになります。その協議に従って、何日間延長、それが年度内に収まらないということであれば、もちろん繰り越しという手続に入ってい

かないといけないのですが、それがいつ頃はっきりしますかとか、うちの予算もありますし、国の予算もありますので、その辺をできるだけ繰越しが早く分かった段階で、うちは国にも調整しますし、金額にして幾らは繰越しますよという調整をすることにはなるのですが、そういうことで業者とは不可抗力による業者の責めに負わない事情によって延ばさないといけない場合は、そういう手続になります。

もう1点、それが例えば業者の責任で守らなかった場合というのも想定されますが、例えば180日間を守ってくださいねと言うのに、ちっとも現場に入っていないとか、人がいないとか、何らかの理由をつけて、ちっとも現場が進まないとかいうときには、もちろん役場からも指導はするのですが、間に合わせてくださいねと指導はするのですが、それでも例えば全然誠意がないとか、お互いの契約事情を守ってくれないという場合には、それは役場としてもペナルティーを課さないといけないなというのはあって、次の指名に何回か指名から外しますとか、そういうことはペナルティーとして指名審査会の中で基準がありますので、そういう基準によって何回は指名停止みたいなことも基準として設けております。もちろんそういう業者は本部町にはいないのですが、最悪の場合も想定して、そういう要綱も定めております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 これだけ土木工事や建築工事を我々抱えていて、役場側としてもしっかり業者が困らないように早く投げる。先ほどもありますけれども、早く投げる。しかし、後はその業者側としても工期をきっちり守るといふ、先ほど言ったとおり人と人ですので、そこら辺はペナルティーに関しても、なかなか人対人ですので、やりにくいところもあるという、もしかしたらそういうこともあり得る可能性もあるというのであれば、ペナルティーの要綱自体はしっかり根拠を定めて、この通りにペナルティーを実行しますよというようなものを定めて、通知もされていると思うのですが、もう一回明文化する必要もあるのかなと私は、これだけ工事を抱えていますから必要ではないかと思うのですが、最後に町長、副町長、どちらかの見解をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 13番、喜納議員にご説明します。

今おっしゃるようにペナルティーというのは、指名審査会の中でしっかりと基準を設けて、明文化されているのがありますので、そこをちゃんと業者に周知する、守ってもらうということをこれからも請負契約を締結する際に、業者のほうにしっかりと説明していきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この図面を見て、道路排水の排水が瀬底島の北側に二本いっていますけれども、それは直接海のほうへ排水するのですか。それともどこかへ沈砂池とか、ため池を造って対策していますか。その点と。あと、道路の外側に路肩部分1.5メートル、それから左側に0.75メートルの部分、人の通るところを確保してあるとおっしゃっていましたが、これは人と車

道との通行を分けるガードレールとかパイプを設置するのか。その2点をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

まず1点目の排水の件です。末端の処理なんですけど、どのようにやるかということですが、これだけの広い面積、長い道路ですので、降った雨というのは1か所に集めてしまうと、これは大量の水になってしまいますので、できるだけ途中、途中で抜いて海のほうに流したいという計画にしております。ですから一周道路の中で何か所も海側のほうに向くような排水を造っております。今回も540メートルの中で2か所、海側のほうに向く排水を造っておりますが、さっきおっしゃる直接放流なのか、浸透なのかということですが、基本は直接放流、海に直接放流します。それは問題ないかということも多分懸念があると思いますが、基本的に雨水ですから、降った雨は海に流れる。これは特に水質的に処理する必要のある水かどうかというところを考えると、これは日本国どこでも一緒なんですけれども、降った雨は海にというのが基本で、例えば汚水であれば、それは処理しないといけないんですけども、雨水というのは降った雨ですから、特に汚れているという考えではないですので、そのまま海に放流というのが基本的な考えです。ですから今回の工事も道路に降った雨水は途中で抜いて、海のほうに放流するという計画をしています。

あと歩道の件、路肩が1.5メートルと0.75メートル、両方に路肩があるのですが、歩道と車道を区分するような、例えば縁石とか、そういうものがあるかというご質問ですが、縁石はありません。歩道という位置付けではないのですが、路肩ということで白線で区画線を引いて、こちらは車道です。こちらは路肩ですという区分を設けます。フラットな状態といいますか、普通歩道がある道路というのは縁石があって、歩道が車道よりも20センチぐらい上がっているんですけども、そういう造りではないということです。この道路は歩道があるかという歩道はないということです。路肩があるということで、路肩を利用して歩く方は路肩から歩いてくださいという道路ということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 排水の件、直接海へ流すと言うんですけども、一周道路の周辺、ほとんど農地ですよ。農地に降った雨が道路に流れ込んで、この道路から排水溝へ入って、農地の濁った土混じりの水が、この排水溝を通過して直接海に放流された場合、海が相当汚れると思います。ですからどこかに沈砂池を造って、沈砂池で濁った水を処理してから流すような方法を取らないと、いずれ海が汚れる原因になると思います。これを1点指摘しておきます。

それからさっきの歩道ではなくて路肩だと。それはそれでいいんですけども、どうしても広いほうの路肩のほうを歩く人は利用しますので、多分ここが開通するとホテルへのレンタカーとか、そういうのが頻繁に通るようになると思います。その車と人との接触事故とか、そういうのを避けるためにも、ある程度歩行者を守るようなガードパイプなり、柵を作ったほうがいいのではないかなと思うんですけども、これは今回の補助事業予算にはないみたいですので、いずれ

それもやらないといけないと思います。それから瀬底大橋からの接点ですよ。この辺も結構、傾斜地になっていまして、多分道路を造った場合、北側は擁壁みたいな感じになると思うんですけども、その段差ができる道路のほうは路肩は広いほうですか、それとも狭いほうですか。1.25メートルのほう。だとすると、どうしても外側の部分、広いほうを歩行者は歩くと思うので、それにもましてガードパイプとガードレールがない、こういう段差のある地形のところで車が落ちた場合にどうするのか。その辺の対策もしたほうがいいのではないかと思います。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

今回事業採択を受けるこの道路、瀬底島一周線道路改良工事として、道路採択を受けているのですが、その道路幅員がさっき話をした7.75メートル、幅員構成として車道が5.5メートルの2車線、そして路肩が1.5メートルと0.75メートル、この幅員構成というのが一つの道路構造令であるんですけども、構造令の中の3種4級という構造令があって、それで採択されているものですから、その構造で施工しないといけないという縛りがあるんです。これは補助事業なので、その縛りによらないといけないんですけども、さっきおっしゃった歩行者と車との安全をどう確保するのというような問題が、ご指摘があらうかと思いますが、基本的に1.5メートルの路肩を人は歩いてくださいね、人が歩くときは1.5メートルの路肩の区画線の外側を歩いてくださいね、車はもちろん車道の2.75メートルの中を歩いてくださいねというのが基本です。ここにガードパイプがあれば確かに安全性の確保とか、大きく設けられるとは思いますが、基本は区画線でお互いの通行区分を分けるということでの安全対策ということになっています。よっぽど幅員が急に狭くなっているとか、カーブがきつくて車のはみ出しそうなところというのは、また何らかの対策が必要だというのは、また個別にもし出る場合は、その検討も必要かと思いますが、基本的には区画線で分かるということです。

2点目の擁壁が出てくるのではないかとこのところでは、これはおっしゃるとおり、地形的にどうしても傾斜な土地とか、崖地とかということに道を造っていく場合には、片側に大きい擁壁が出たりします。擁壁の高さによって、擁壁の高さが1.5メートル以上あれば防護柵を設けないといけないという道路構造の規則指針とかもありますので、その指針に従って、設計はやっていくことになります。ですから場所によって、この擁壁の高いところとか、低いところとか、擁壁の上に防護柵が必要かという場所によって、またそこは必要な場所には入れていくという設計になっているということです。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ **副町長 伊野波盛二** 議案第48号 工事請負契約の締結について。瀬底島一周線道路改良工事(その9)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、瀬底島一周線道路改良工事(その9)。2、契約の相手、本部町字東1195番地、有限会社安護建設工業、代表取締役 安護宗成。3、契約金額、8,525万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。概要を説明いたします。1、工期180日間。2、指名業者、資料にお示してあります本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業までの10者で入札を行っております。3、工事概要、こちらのほうは下の位置図がございます。測点で言いますと、ナンバー22から琉大研究所の近くに沿路ポイント、E Pという印がありますけれども、この区間、約540メートルになります。琉大研究所から北側には既存の道路がありますので、既存の道路にすり付ける格好になります。幅員については議案第47号に同じく7.75メートルの中で車道が2.75の2車線、そして路肩が1.5メートルと0.75メートルと、同じ幅員構成になっております。

次のページをお願いします。入札結果報告書でございます。お目通しをお願いします。

次の資料がA3の横、3枚付けております。平面図1、平面図2、平面図3ということで、道路の法線、それと工事内容のほうを平面図のほうで記載しております。説明は以上です。

○ **議長 松川秀清** 質疑を行います。1番 仲程 清議員。

○ **1番 仲程 清** 議案第48号の資料の中で質疑いたしますけれども、私が懸念されるのが、先ほど沈砂池の話も出ましたけれども、せんだって2か月前でしょうか、ホテル側から苦情がありまして、オーバーフローして車が通れない、車も陥没しそうな状況になっていると。山川議員からもその苦情があったという話を聞きまして、現場で建設課にも確認をしてもらっております。そういったことで直接この工事と関係はありませんけれども、先ほど言いましたホテル側への道路ですね、次回の工事になると思うのですが。これも懸念されるのが、ストレートにパッと水が流れてきますので舗装された場合に。これまでは舗装されていない部分で浸透をするわけですが、ストレートに流れてきますので、同じような件が出てこないかというふうに心配しております。それもそうですけれども、先ほど具志堅議員からも質疑がありましたように、そういった

問題が懸念される。雨水枡、浸透枡を造らないと、いろんな面で問題が出てこないかというふうに非常に懸念されます。ひとつ頭に置いておいて、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。実際にこういう事例が起きていますので、そこら辺ひとつ配慮をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 1番、仲程議員にご説明します。

今現場でオーバーフローによる道路に冠水しているということのご指摘ですが、申し訳ございませんが、私が今状況を把握できていないものですから、建設課のほうと確認をして原因の究明等、対策の方法などを検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第48号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第49号 工事請負契約の締結について。満名川線道路改良工事(その4)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、満名川線道路改良工事(その4)。2、契約の相手、本部町字伊野波658番地2、有限会社沖工設、代表取締役 平良哲治。3、契約金額、1億323万5,000円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工事の概要のほうを説明いたします。1、工期180日間。2、指名業者、資料にお示ししてあります本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで、10者で入札をしております。3、工事概要、整備延長が約560メートル、これは下の位置図で示しております。ナンバー20というところが伊野波本線の伊野波橋から、ナンバー48が佐伊土間橋、岸本食堂の後ろのほうになります。佐伊土間橋までの区間が560メートルでございます。工種として

は、土工、路盤工、舗装工、排水工、地盤改良工の工種があります。数量としてはそれぞれ一式でございます。あと、資料では示してございませんが、幅員の構成といたしましては、全体の幅員が5.75メートル、車道が4メートル、路肩が起点から終点に向かって左側が1.25メートル、右側が0.5メートルの舗装構成になっております。こちらは4メートルの幅員ですので、途中で中央線は入りません。この4メートルの中で車両が行き来する、すれ違うのもこの4メートルの中でやってくださいねということでの道路になっております。

次のページをお願いします。入札結果報告書になっております。お目通しをお願いします。

次の資料がA3横の平面図1、平面図2、平面図3ということで付けております。この中で今回の工事スタート地点が平面図1の伊野波橋のほうから交差点が今ありますが、そこからスタートをして、2枚目、その途中ですね、企業局のポンプ場とかがあります。あと工事の終点が平面図の3枚目の佐伊土間橋までということでありまして。工事の詳細な工種でありますとか、どういう構造物が入ってくるかというのは詳細に、この平面図の中で示しております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第49号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第50号 工事請負契約の締結について。石川謝花線道路改良工事(その6)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、石川謝花線道路改良工事(その6)。2、契約の相手、本部町字東326番地1、有限会社良和組、代表取締役 平良 學。3、契約金額、1億2,870万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工事の概要でございます。1、工期180日間。2、指名業者、資料でお示ししてあります本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業までの10者で入札しております。3、工事概要といたしまして、道路改良が延長300メートル、これは下の位置図で示し

ておりますが、町道16号線、やまちゃんの交差点から海洋博向けに行って、途中で渡久地商店が右側にあるのですが、その渡久地商店のところに出る交差点、こちらから300メートル、赤い色で記している区間が今回の工事区間となります。土工、法面工、排水工、舗装工、縁石擁壁工、付帯工、数量一式となっております。あと幅員構成につきましては、資料では示してごさいませんが、幅員構成としまして、全体の幅員が9.5メートル、その中に2.75メートルの車道が2つ、2車線の道路。そして路肩が1.5メートル、こちらは歩道があります。歩道が2.5メートル、先ほどありました縁石があって、若干道路よりは20センチ程度高さが上がった歩道を付けます。

次のページをお願いいたします。入札結果報告書、お目通しをお願いいたします。

次のページがA3横の図面1枚、平面図を付けております。平面図の中で道路の構造物を記しております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 この道路、ここが最終地点になるわけですが、当初の計画はもっと記念公園の駐車場のところまでありましたが、ここで何で止まったのかという理由を1点。それから距離がたった300メートルしかないんですけれども、予算が1億2,000万円余りかかる、その理由と。それと道路の図面の上側のほうの土地は大分下がっています。その下がっている土地と道路との間の工事もしないといけないと思いますが、その方法。この3点をお願いいたします。以上です。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明いたします。

1点目の当初計画では図面の左にある交差点からさらに記念公園の駐車場のほうまでという計画であったのではないかと、なぜそれが止まったかということの理由ということですので、事業採択自体は確かに記念公園の駐車場の前まで、これのまた延長ですね、延長して、記念公園の駐車場の前までというのが計画でありました。それで確かに事業採択は受けております。我々用地交渉をやる中で、続きの部分の交渉も地元の公民館で地域の方々を集めて、説明会などもやったり、また個別に交渉をやってきましたが、新たなここに9.5メートルの道路を、幅員の道路を造ることは地元としては受入れられないという意見が大半でございましたので、我々としても住民の同意を得られずには、その道路を造ることはちょっとよろしくないという判断で、この区間については工事をしないでおこうという考えに至っております。

それから工事費用の価格が高いのではというご指摘ですが、確かに先ほどの瀬底ですとか、満名川に比較しますと、工事延長に比較して契約金額が高くなっております。その理由としましては、道路の構造自体がこちらのほう幅員が9.5メートル、それから歩道も造ります。縁石があったりとか、歩道の部分が上がったりとか、あるいは地形自体がかなり高低差のある場所があるところになりますので、そこは擁壁を入れたりとか、L型の擁壁が入ってきたりしますので、その分、メーター単価が上がっているというのが理由でございませう。

あと、先ほど交差点部分の高低差について、今話をしたことなんですが、地形的にかなり落ち

込んでいるところがありますので、そこはL型の擁壁を入れて、直の擁壁を入れて、かなり高いところでは5メートルぐらいの擁壁になるかと思いますが、そういう部分が出てまいります。そういう形で高低差は処理していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 大体分かりました。道幅が広がる分、道路を横断するときを気を遣うと思います。町道16号線、それからこの新しい石川謝花線、それからやまちゃんのほうから上本部学園へ行く道路、結構子供たちも通ります。横断歩道がやまちゃんの交差点しかないです。この道が広がると交通量も大分多くなると思いますので、ぜひですね、交差点、交差点に横断歩道を造って、設置していただきたいと思います。その考えはあるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

議員おっしゃるとおり、確かにこの図面の中では横断歩道と言うと、この交差点部分の左側のほうに図示されております、この1か所ということにはなっておりますが、この道路全体の中で横断歩道が必要ではないと言われる場所が、また地域からのご指摘とかもあるかと思っておりますので、やはり通学路、あるいは生活道路として歩行者が安全に通れるような道路としては必要に応じて、横断歩道というのは設けないといけないと思いますので、その辺、地域の皆様のご意見を伺いながら、そしてまた実際設置するのは公安委員会ということで警察になりますので、我々のほうから警察のほうに要請して、設置してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第50号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第51号 工事請負契約の締結について。多目的イベント広場駐車場整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、多目的イベント広場駐車場整備工事。2、契約の相手、本部町字健堅129番地、有限会社仲建工業、代表取締役 仲宗根 正。3、契約金

額、6,776万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。工事概要についてご説明します。1、工期180日間。2、指名業者、資料にお示ししてあります本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業まで、10者で入札をしております。3、工事概要としまして、下の位置図に示している場所になるのですが、運動公園から古島へ行く道のほうから入っていった、先のほうには闘牛場があります。闘牛場の手前のほうに駐車場、大型を10台、普通車43台分の駐車場を整備したいと思います。工種については、土工、法面工、排水工、舗装工、擁壁工、照明設備工の工種を考えております。

次のページをお願いします。入札結果報告書でございます。お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。こちらのほうは計画の平面図でございます。今回、駐車場として大型車10台、図面で示すと右側のほうですね。こちらは大型バスが止められる駐車場としております。あと普通乗用車が43台、これは地形的に傾斜になっていますので、段違いな形にはなるのですが、上のほうに20台、そして23台、合わせて43台の普通乗用車が止められるような駐車場を計画しております。あと、高さ的に大型バスが古島線を利用して入ってくるという計画をしていますが、将来的に山里・屋比久線、面図でいくと下のほうに山里・屋比久線があるんですけども、こちらのほうが道路途中で今止まっている状態ですので、こちらのほうも道路事業、別の事業を入れて道路を開通させたいと思います。そのときには山里・屋比久線から大型バスも乗入れできるような、その高さで設定して造成工事を行いたいというふうに考えています。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 ちょっとよく分かりづらいのですけれども、とりあえずは古島線のほうから入り口を、この赤い部分のところが入り口ですか。それと大型バスと普通乗用車との駐車場の位置が大分離れているのですけれども、これは道路で分かれているのか、それとも段差で分かれているのか、ちょっとこの図面からはよく分からないのですけれども、その辺、もう一回説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 8番、具志堅議員にご説明します。

造成計画平面図で説明したいと思います。A3の横の図面で説明したいと思います。グリーンパークに行く道が古島線なんですけど、当面はこの進入路を利用して大型バスも入って来るように道路を造って、図面の右側に10台分の大型駐車場が、そこまで古島線を利用して進入していきたいと思っています。将来的に山里・屋比久線が開通しますと、山里・屋比久線からの進入のほうの方が便利ですので、こちらからも入れるように、その高さで設定して大型駐車場の高さを設定してあります。普通乗用車と離れ過ぎではないかというところですが、やはりこちらのほう、かなり高低差があるものですから、地形上くっつけることができないものですから、その途中に進入路、

道路で一回幅を持たせて、法面をつけて、ちょっと高い位置に普通乗用車43台分の整備をしたい
と思いますので、それで平面から見るとこれだけ離れたような形になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午後0時12分)

再開します。 再 開 (午後0時15分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第51号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第51号 工事請負契約の締結については、原案のとおり
可決されました。

日程第11. 議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第52号 工事請負契約の締結について。新里畑地かんがい施設等
新設工事3工区について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5
号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、新里畑地かんがい施設等新設工事3工
区。2、契約の相手、本部町字谷茶452番地、有限会社良三組、代表取締役 鶴田健一郎。3、
契約金額、6,908万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長 平
良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ
り議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。工事概要です。1、工期180日間。2、指名業者、資料にお示し
してあります本部造園株式会社から有限会社比嘉建設工業までの10者で入札しております。3、
工事概要、管路整備延長1,063.5メートル、給水栓工が36基。

次のページをお願いします。入札結果報告書になっております。お目通しをお願いします。

次のページがA3横で付けております図面でございます。今回の工事、先ほど工事概要を申し
上げましたが、その場所を示しております。赤い文字で書かれている給水栓の位置、その給水栓
と給水栓の間は全て排水管で結ぶ形になります。今回この工事で完了と、これを発注することで
排水かんがい施設は完了するということになります。あと、ポンプ場があるのですが、既存のポ
ンプ場もやり替えて、新しいポンプ場、すぐ隣なんですけれども、ポンプ場も建替えをするとい
う予定がありますので、それはまた別途発注したいというふうに考えています。説明については

以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第52号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 議案第53号 工事請負契約の締結について。本部町農水産業担い手支援住宅建築工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。1、契約の目的、本部町農水産業担い手支援住宅建築工事。2、契約の相手、本部町宇東326番地1、有限会社良和組、代表取締役 平良 學。3、契約金額、1億945万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年8月24日提出、本部町長平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。資料となっております。1、工期210日間。2、指名業者、有限会社安護建設工業から有限会社全勝組までの5者となっております。3、工事概要、建築工事、1階建ての4戸を整備します。1戸当たりの延床面積が94.34平米となっております。以下、詳細の工事は一式となっております。

次のページをお願いします。入札結果報告書でございます。お目通しください。

次の資料、A3の資料となっております。位置図ですが、本部町から今帰仁村に向けて具志堅の部落内なんですけれども、公民館を過ぎましたところの左手の集落のほうで、今回整備します。

次の資料をめくってください。計画の平面図でございます。部落内の中のほうで4戸の住宅を整備します。細かくは次のページで申し上げます。

次、お開きください。建物の平面図でございます。ここに示してあるのは1戸の平面図でございます。平米数としては94.3平米なんですけれども、居住部分が2DKとなっております。そして右側のほうに倉庫、同じ広さぐらいの倉庫が設置されます。この倉庫につきましてはシャッ

ター付の倉庫という形になっております。

次のページをお願いします。これは立面図でございます。左上のほうが正面のほうになっておりまして、右側がシャッターのほうです。中央部分が玄関という形になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 質疑いたします。まず、家賃や敷金、入居資格、入居期間などがあればお伺いいたします。また、移住者を対象にしているのか、町民を対象にしているのか。この2点お伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

まず家賃とか、入居はどうなっているかということでありまして、これにつきましては入居の選定に当たりましての条例などを整備しまして入居の募集をしたいと思っております。もちろん要綱なども整理しましてですね。家賃は今のところ近隣市町村の同じような支援住宅とありましたので、そこに併せたような形で設置していきたいなと思っております。今のところ3万円から4万円ぐらいの家賃になるのかなということ考えております。

あと、入居の資格なんですけれども、この支援住宅につきましては第1次産業の農業、漁業をされている方についての支援住宅となっております。もちろん本部町内の農業、漁業に従事する新規就農者を対象としておりますが、転入されてきて漁業なり、農業なりをなさるということであれば、その計画を提出してもらって入居の対象にはなると思っています。ただし、新規就農をされまして、新規漁業も含めてですけれども、5年以内の方で、おおむね50歳未満という形でのくくりになるということになります。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 分かりました。担い手支援住宅建築ということなんです。担い手支援ということから入居が決まってからのサポート体制というの必要なのかなと思っております。具体的にどういったサポートがあるのか。また、担い手支援住宅に入居して、どのような効果を期待されるのか。この2点お伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 3番、山川議員のほうに説明いたします。

まず、入居後のサポート体制ということですが、例えば農業で言いますと、やっぱり農業をするからには農地も必要になってきます。そういった希望があれば遊休地になっている農地とか、そういったもの等をあっせんしていきたいなと思っております。この支援住宅につきましては、新規で産業を興すわけですから、興した時点では投資とか、いろんな費用もかかりますので、それ等の負担を減らそうということで、今回住宅を整備しておりますので、その効果も得られるのかなと思っております。

あと、入居しての効果ということですが、地域の効果ということで一つ挙げておきます。具志堅区に選定されたのも一つの選定理由として、地域が高齢化しているということが

ありまして、若年層が入居することによって地域の活性化にもつなげられるのかなということも考えております。もう一つ、先ほどサポート体制ということの話の中にもありましたけれども、初期投資にかかる費用の負担とかありますので、この住宅自体が住居の部分と作業場という部分も整備しておりますので、作業ができるような造りでありますので、その部分に係る負担も減るのかなと思っておりまして、入居者の負担が減るものだと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休憩（午後0時30分）

再開します。 再開（午後0時34分）

ほかに質疑ありませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 お伺いしますが、まず、この事業で建てる支援住宅というのは公営住宅になるのですか。位置付けをお伺いしたい。先ほど近隣市町村の類似の部分の家賃などを言っておりましたが、近隣にそういったところがあるのですか。先ほど案に家賃が3万円というようなことを言っておりましたが、その根拠となるものがちゃんとあるのですか。それをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうに説明いたします。

先ほどの答弁の中で近隣市町村の類似ということでのお話でしたけれども、今東村のほうにそういう支援住宅、第1次産業をする方々の支援住宅がありまして、東村のほうで3万5,000円ぐらいの家賃でやっているということがありました。

それと公営住宅であるかということですが、もちろん町で設置するわけですから公営住宅の扱いになります。ですので条例での設置も考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 公営住宅と位置付けられれば公営住宅法や何かそういった規則などは既にあると思うんですが、それに照らし合わせて考えていくべきではないかなと。例えば所得の制限であったりとか、それがもしないのであれば、それを改めてまた条例化するのかということをお伺いしたいのと、実際に今町営住宅も、また具志堅区で建てますけれども、簡単に考えればそれと同じ位置付け、同じ公営住宅という形で考えていいのでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 13番、喜納議員のほうにお答えします。

本部町の町営住宅もございまして、家賃規定などもあると思われまして。ただ、今回の支援住宅につきましては、住居スペースだけの整備ではなくて、作業場とか、倉庫とか、そういったものを一体的に整備しております。それと新規で就農するに当たっては安定的に収穫を得るまでには時間がかかるということもあります。ですので低額の家賃で設置しようかなということも考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私が危惧するのは、その根拠となるものを作っておかないと、後々困らないかなと思うんです。先ほども言いましたけれども、対人となったときに、公営住宅だったら農

林水産課のほうが所管していくんですよね。そうなったときに、さて、しっかりと管理運営をしていけるのかというのが、これまでも町営住宅何か所かありますけれども、その中で滞納の問題などいろいろありますから、そこら辺しっかりと管理できるように、なので根拠となるべき管理運営などの条例を作るんだったら条例でもいいですし、しっかりとさせていただきたいというのが私の、これの考えなんですけれども、町長、副町長、最後にしっかりと、説明の後に答弁でもいいですので、お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 現在の我が沖縄県を取り巻く産業構造というのは、もうここまで来ているんだというような、そういう認識をいただきたいと思っております。北部全域がそうですけれども、物作り産業というのは大変だから他産業に逃げていく。いわゆる産業構造というものが第3次産業中心の産業構造になっている。新しい沖振法の中でもそういったものが強く指摘されているわけですが、物作り産業というものを強化していかないと、経済として自立できないというような側面があります。そういった中で特に一括交付金を使って、この事業をお願いいたしましたけれども、一つは場所柄、定住条件の整備を取り入れる。あと一つは産業づくりというようなこと。そういったことを考えて、ぜひ一括交付金でこの事業を採択してくれというようなことで国のほうにお願いして採択されたモデル的な事業でございます。先ほどもございましたけれども、東村でも同時並行で1か所やっております。本部町でというようなことで、一括交付金で住宅を含めた産業づくりといったようなことは、県下で初めてだというようなことにもなるかと思っております。おっしゃるとおり公営住宅との、いわゆる家賃との整合性とかも取りながら、かつ若者が定着して物づくり産業に本腰を入れるようなモデルをハードの面、先ほど山川議員からもありましたけれども、ソフトの面でもサポートをしながら対応していきたいというふうに思っております。伊良波議員には特にお願いしておきたいんですけれども、どの地域よりも若者が流失して少ない地域でございます。そういった地域の中で若者を取り入れて、新しい集落の活力を集落ぐるみで、創り上げるようにというようなことで、役場のほうから手の届かないところについては、また地元の議員も一緒になって、若い者を取り入れて地域の活力と活性化を取り戻すようお願いしたいと思っております。この事業の目的はそういったことですから、産業づくりと同時に地域の活力といったようなことまで考えているし、かつ、あれだけの肥沃な平坦地で農業の条件はそろっていますから、新しい農業者のモデルをつくっていききたいというような願いがそこには入っておりますので、ぜひまた議員各位の皆様からもご支援を賜りながらやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第53号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第8回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第8回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午後0時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭

本部町議会議員 比 嘉 由 具